

I 調査の概要

1. 調査期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで

2. 調査種別

(1) 市町村観光動態調査

①観光入込客延べ数、②宿泊客延べ数、③外国人宿泊客延べ数

(2) 観光地点アンケート調査

3. 調査方法等

(1) 市町村観光動態調査

① 観光入込客延べ数は、次の a、b の調査による延べ数の合計により算出した。

a 観光庁共通基準調査 (211 地点)	・国土交通省観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」（観光庁共通基準）に基づいて、観光地点、行祭事・イベントの入込客数について市町村が調査を行った。 ・観光地点の要件は次の（ア）～（ウ）のとおり。行祭事・イベントについては、（イ）、（ウ）の要件を満たすもの。 （ア）非日常利用が多いこと（月 1 回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）。 （イ）入込客数が適切に把握できること。 （ウ）前年の入込客数が年間 1 万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が 5 千人以上であること。
b 独自調査 (206 地点)	・観光庁共通基準地点を補完する調査として、(社)日本観光協会（現在の(公社)日本観光振興協会）が刊行した「全国観光統計基準」による地点を対象として、市町村が調査を行った。

② 宿泊客延べ数及び外国人宿泊客延べ数は、県内宿泊施設（ホテル・旅館、民宿ペンション等の民営宿泊施設、ユースホステル、社会教育施設、公共の宿泊施設、キャンプ場）を対象として、市町村が施設の管理者に宿泊者数を調査し、県が独自に集計した。

(2) 観光地点アンケート調査

アンケート調査については、国土交通省観光庁が示す「観光入込客統計に関する共通基準の調査要領」に基づき休日に調査を行った外、同要領に基づき県独自で別日の休日にも追加調査を行った。

a 調査対象者 調査期日に、以下調査対象地を訪れた観光客
調査対象地 13 地点（東部 7 地点、西部 4 地点、隠岐 2 地点）

観光地点名	市町村名	観光地点名	市町村名
松江城	松江市	石見銀山	大田市
玉造温泉街	松江市	石見海浜公園（しまね海洋館アクアス）	浜田市
日本庭園 由志園	松江市	しまねお魚センター	浜田市
松江フォーゲルパーク	松江市	太鼓谷稻成神社	津和野町
足立美術館	安来市	国賀海岸周辺	西ノ島町
出雲大社	出雲市	玉若酢命神社	隠岐の島町
道の駅キララ多伎	出雲市		

b 調査期日

平成30年 2月18日(日)

平成30年 5月13日(日)・平成30年 5月27日(日)

平成30年 8月19日(日)・平成30年 9月17日(月・祝)

平成30年 10月28日(日)・平成30年 11月11日(日) 休日7日調査

c 調査方法 各調査対象地内に調査員を配置して、聞き取り調査により実施

d 調査項目

発地(住所)、旅行回数、旅行日程、同行人数、メンバー構成、旅行のきっかけとなった情報源、利用交通機関、性別、年齢、満足度、旅行費用

e 取得枚数およびサンプル数 7,655枚(29,273サンプル)

なお、この調査での地域別の区分は以下のとおりである。

地域名	市町村名
松江地域	松江市
安来地域	安来市
雲南地域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲地域	出雲市
大田地域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田地域	浜田市、江津市
益田地域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐地域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

〈参考：島根県全域図〉



4. 用語の定義

主な用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
観光	余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動
観光地点	観光・ビジネスを問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点
行祭事・イベント	行祭事：地域住民の生活において伝統と慣行により継承されてきた、恒例として日を定め執り行う歴史的催し・祭り、郷土芸能等の集合 イベント：常設又は特設の会場施設において行われる博覧会、見本市、コンベンション等
宿泊客	県内に1泊以上する観光客
日帰り客	旅行日程が日帰り、又は宿泊であっても県内には宿泊しない観光客
観光入込客延べ数	観光地点及び行祭事・イベントごとに計測した入込客数を単純合計した入込客の総数。1人の観光客が複数の観光地点を訪れると重複して計上される。 (単位：人地点)
観光入込客実人数	観光地点及び行祭事・イベントを訪れた実際の入込客の人数。1人の観光客が1回の旅行で複数の観光地点を訪れた場合でも1人回と数える。(単位：人回)
宿泊客延べ数	1日単位でみた宿泊客の人数。1人が2泊3日する場合は2人泊と数える。 (単位：人泊)
観光消費額単価	観光入込客1人の1回の旅行における県内での観光消費額(交通費(県内)、宿泊費、土産代、飲食費、入場料等)
観光消費額	本県を訪れた観光入込客が県内で消費した金額の総額。観光入込客実人数に、観光消費額単価を乗ずることで算出する。